

利用者負担について

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を当園にお支払いいただきます。

(2) 当園は、市町村から特定教育・保育に係わる教育・保育給付費を法定代理受領いたします。ただし、法定代理受領を受けない時は、支給認定保護者から、特定教育・保育費用の給付を受けるものとします。

(3) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担（実費負担）

前項の保育料のほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用のうち、下表に掲げる費用の支払を保護者の方にご負担していただきます。

区分	費目等	金額
保育料	(月額保育料)	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担
上乗せ徴収	(授業料) ・教育の質向上のための専科職員配置にかかる経費として	1,100 円/月
実費徴収	(入園時学習費) ・学習用教材購入のための費用として	入園時 10,000 円/回
	(園外実習費)	4,180 円/月 (送迎バス利用者のみ徴収)
	(給食費 ※2号認定児はおやつ代含む) ・免除対象者は240円×各月の給食実施日数の副食費が免除されます(上限4,800円/月)	1号認定児：6,200 円/月
		2号認定児：7,700 円/月 ※土曜日・お盆休みに保育を利用する場合には別途400円/回を徴収
	(日本スポーツ振興センター災害共済加入費)	200 円/年 (長野市に住民登録のある園児については、市が負担する)
	(制服・制帽・通園カバン) ・登降園時に着用・使用	税込16,830～ 17,300 円/回
	(スモック・上履き・ナフキン) ・園生活時に着用・使用	税込4,710 円/回
	(運動着・運動/水泳/正ちゃん帽子) ・園活動時に着用・使用	税込8,640 円/回
	(定期購読絵本代) ・毎月提供される絵本代	税込350 円/月
	(鍵盤ハーモニカ代) ・音楽活動時に使用する鍵盤ハーモニカ	税込6,000～ 7,500 円
	お楽しみ保育行事に係る費用(5歳児)	税込1,200～4,000 円/回
	個々の教材の追加費	実績に応じて
その他	預かり保育に係る費用 ・預かり保育の実施に必要な経費の一部	別紙にて記載

※税込表示がない項目については非課税扱いとする。

※上表の金額等は、納入価格・消費税法の改正等により変更となる場合がある。

その場合は、その都度注文書・お便り等で事前に明示する。

※当園は、上記費用を現金で支払いを受けた場合は、領収書を交付(または領収印を押印)する。